

公益財団法人日本ナショナルトラスト 保護資産
旧モーガン邸利用規程

1. 目 的

公益財団法人日本ナショナルトラスト保護資産「旧モーガン邸」を利活用しながら保存することを目的とします。

2. 名 称

名称を「旧モーガン邸」とします。

3. 公 開

「旧モーガン邸」の公開日及び公開時間は次のとおりです。

(1)公開日

毎月 8 日

その他、日本ナショナルトラスト、藤沢市、旧モーガン邸を守る会による協議のうえ定めた日

(2)公開時間

10 時から 15 時まで（入場は 14 時 30 分まで）

(3)維持修復協力金

建物及び敷地の保全のため、維持修復協力金にご協力ください。

(4)団体見学

10 名以上の団体見学は、「団体見学申請書」【様式 1】および「誓約書」【様式 3】を提出の上、事前に承認を受けてください。

(5)見学の注意

「旧モーガン邸」の見学者は次の事項を守ってください。

①建物、庭園等の保護

建物（建具を含む）、展示物、備品および庭園の樹木等を破損しないよう注意してください。

②喫煙の禁止

安全管理上、喫煙の禁止にご協力下さい。

③写真撮影の禁止

個人の鑑賞等以外の撮影は禁止します。

④その他

その他係員の指示に従ってください。

4. 利 用（公開以外）

「旧モーガン邸」の保存活用のため、公益財団法人日本ナショナルトラストの理念に沿う利用目的のみ利用ができます。利用ご希望の方は、事前に利用の承認を受けてください。利用の承認が必要なものは、取材、撮影、イベント利用等です。

(1)次の書類を提出してください。

①旧モーガン邸利用申請書 【様式 2】

②誓約書 【様式 3】

③利用方法・特記事項等が明記された企画書

④その他

(2)利用時間

- ・一般公開時は利用できません。
- ・利用時間は、8時から18時です。(時間外の場合は、別途ご相談ください。)

(3)維持修復協力金

利用の承認を受けた場合、維持修復協力金にご協力ください。

(4)利用の注意

「旧モーガン邸」の利用者は、次の事項を守ってください。

①建物、庭園等の保護

建物(建具含む)、展示物、備品および庭園の樹木等を破損しないように注意してください。特に、撮影機材の養生など十分におこなってください。

②火気厳禁

安全管理上、喫煙の禁止にご協力下さい。

③駐車場

駐車場はありません。なお付近の路上駐車はおやめください。

④原状回復

利用が終了したときは、速やかに原状に復して、係員の確認を受けてください。

⑤利用の承認の取り消し

次のような行為がある場合、利用の承認を取り消すことがありますので、ご注意ください。

- ①他の利用者、近隣に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- ②管理上支障があるとき。

⑥損害が生じた場合

万一、建物や庭園の樹木等に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求します。

⑦その他

その他係員の指示に従ってください。

※書籍等への掲載の際には、旧モーガン邸が公益財団法人日本ナショナルトラストにより管理されており、募金・寄附金による修復協力を得ている旨の記載をお願いします。

※イベントの内容については、あらかじめ事務局にご相談下さい。

5. その他

(1)免税措置

公益財団法人日本ナショナルトラストは免税団体ですので、維持修復協力金は課税控除が受けられます。

(2)問合せ・申請

事務局：公益財団法人日本ナショナルトラスト

(担当) 事業課 梅宮 路子

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル

TEL：03-6380-8511 FAX：03-3237-1190 e-mail：m-umemiya@national-trust.or.jp